

確認申請等手数料【令和7年4月1日～】

1. 確認申請等手数料

申請区分		確認申請及び 計画通知 ★1	中間検査及び 計画通知	完了検査及び計画通知 ★2	
				中間検査あり	中間検査なし
建築物	A ≤ 30㎡	5,030 円	9,030 円	9,000 円	10,000 円
	30㎡ < A ≤ 100㎡	9,050 円	11,000 円	11,000 円	12,000 円
	100㎡ < A ≤ 200㎡	14,000 円	15,000 円	15,000 円	16,000 円
	200㎡ < A ≤ 500㎡	19,000 円	20,000 円	21,000 円	22,000 円
	500㎡ < A ≤ 1,000㎡	34,100 円	33,100 円	35,000 円	36,100 円
	1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	48,200 円	45,300 円	47,000 円	50,300 円
	2,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	140,000 円	100,000 円	110,000 円	120,000 円
	10,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	240,000 円	160,000 円	180,000 円	190,000 円
	50,000㎡ < A	462,000 円	331,000 円	370,000 円	381,000 円
建築設備 (計画変更)		9,030 円 (5,030 円)	—	—	13,000 円
工作物 (計画変更)		8,050 円 (4,020 円)	—	—	9,050 円

備考

- 1 確認申請の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。
- ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積
- イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 完了検査の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

2. 省エネ基準適合に係る審査加算手数料（仕様基準）

当該手数料を確認申請及び計画通知手数料（★1）に加算する。

申請区分		用途	
		一戸建ての住宅	共同住宅等 ※
住宅	A < 200㎡	13,000 円	—
	200㎡ ≤ A	14,000 円	—
	A < 300㎡	—	23,000 円
	300㎡ ≤ A < 2,000㎡	—	36,000 円
	2,000㎡ ≤ A < 5,000㎡	—	57,000 円
	5,000㎡ ≤ A	—	72,000 円

※共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分を有しないもの又は住宅部分のみの増築若しくは改築をする複合建築物

3. 省エネ基準適合に係る検査加算手数料

当該手数料を完了検査及び計画通知手数料（★2）に加算する。

申請区分		用途	
		一戸建ての住宅	住宅部分を有する場合
住宅	A < 300㎡	5,000 円	10,000 円
	300㎡ ≤ A < 2,000㎡		20,000 円
	2,000㎡ ≤ A < 5,000㎡		44,000 円
	5,000㎡ ≤ A		77,000 円

申請区分		用途	
		非住宅部分（工場等を除く）	工場等
非住宅	A < 300㎡	10,000 円	—
	300㎡ ≤ A < 1,000㎡	16,000 円	
	1,000㎡ ≤ A < 2,000㎡	26,000 円	
	2,000㎡ ≤ A < 5,000㎡	78,000 円	
	5,000㎡ ≤ A < 10,000㎡	124,000 円	
	10,000㎡ ≤ A < 25,000㎡	153,000 円	
	25,000㎡ ≤ A	192,000 円	

複合建築物の場合は、住宅用途及び非住宅用途に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額とする。